

小山市全庁業務量調査等業務委託に係る簡易公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、小山市全庁業務量調査を委託するに最適な者（以下「受託候補者」という）を簡易公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名称

小山市全庁業務量調査等業務委託

(2) 事業の目的

単純なノンコア業務にかかっている職員のリソースを、職員にしかできないコア業務へシフトできるようにすることで、市民サービスの向上と職員の働き方改革の推進を図るため、業務のデジタル化・オンライン化を念頭に置いた全庁的なBPRを実施する予定である。より効果的・効率的にBPRを行うためには各業務の業務フロー、所要時間及び必要人工といった業務量の把握は必要不可欠である。本事業は庁内全所属の業務を調査分析し、全庁的なBPRに資する庁内業務量のデータを取得することを目的とする。

(3) 事業の内容

別紙「小山市全庁業務量調査等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日まで。

(5) 選定方法

簡易公募型プロポーザル方式による選定とする。

(6) 提案限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約時の予定価格を示すものではなく、本委託事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

(7) 支払方法

市は、委託業務の完了を確認した後、支払い請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内一括して委託料を支払うものとする。

(8) 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位

- ① 言語：日本語
- ② 通貨：日本国通貨
- ③ 単位：計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

(9) 事務局

- ① 担当部署：小山市総務部行政改革課行政経営係
- ② 担当者：久米、幾世、鈴木
- ③ 所在地：〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
- ④ 連絡先：0285-22-9315
- ⑤ 電子メール：d-gyokaku☆city.oyama.tochigi.jp
※☆を@に読み替えて送信ください。

3. 参加資格

- (1) 小山市物品購入等入札参加有資格者名簿に登録していること。ただし、現在、入札参加有資格者名簿に登録をしていない場合には、審査会実施日までに、小山市物品購入等入札参加有資格の随時登録申請を行うこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後再度「3（1）」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (4) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「3（1）」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 地方公共団体において自治体の業務量調査（一部の部署のみの調査を含む）の業務を受託した実績があること（対応中の実績含む）。
- (8) 本業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の遂行に必要な専門的知識・能力を有する人員を配置できること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 小山市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第6条、第12条及び第13条の規定に違反しない者であること。
- (11) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (12) 同一の法人、団体又は代表者が重複して参加表明を行っていないこと。

4. 選定スケジュール

| 日程 | 項目 |
|--------------------------|-------------------|
| 令和4年7月22日（金） | プロポーザル実施要領等の公表 |
| 7月22日（金）～ 8月2日（火）午後5時 | 質問書受付期間 |
| 8月5日（金）正午 | 質問書に対する回答 |
| 8月5日（金）～ 8月24日（水）午後5時 | 参加表明書・企画提案書等の提出期間 |
| 9月1日（木） | 審査会（プレゼンテーション） |
| 9月上旬 | 審査結果の通知 |
| 10月上旬 | 契約 |

5. 質問受付及び回答について

(1) 質問書の受付

質問書（様式第3号）に質問内容を記載の上、電子メールにて事務局あて提出すること。電子メールの件名は「【事業者名】小山市全庁業務量調査等業務委託プロポーザルに関する質問」とし、電子メールを送信した後は必ず到着確認の電話連絡を事務局に行うこと。

なお、本プロポーザルに関する質問は企画提案書などの作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問書提出期限

令和4年8月2日（火）午後5時まで

(3) 質問書の回答

個別回答は行わず、令和4年8月5日（金）正午までに、質問者を伏せたうえで小山市公式ホームページにて公表する。

ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合には、当該質問については回答しないことがある。

また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6. 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書 1部（様式第1号）
- ② 会社概要 1部
- ③ 類似業務受託実績表 1部（様式第2号）
- ④ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類として、（ア）（イ）各1部
令和4年4月1日以降に発行された次の各区分の証明書を提出すること。

なお、いずれも現年度のみ滞納がない証明ではなく、現在において滞納のない証明であること。

ただし、書類の提出時点で小山市物品購入等入札参加者資格名簿に業者登録がされている事業者については、（ア）（イ）いずれも提出不要とする。

（ア）国税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。

- A 本社所在地の所轄の税務署の発行する納税証明書「その3の3」。
- B 納税義務のない者は、本社所在地を所轄する税務署の発行する納税証明書「その3」。

（イ）地方税の滞納がないことを証明する書類

次の各号に記載する証明書のうち、該当する証明書を提出すること。証明書は契約締結先となる事業所が所在する市町村のものを提出すること。なお、支店などに契約締結権を委任する場合、支店などが所在する市町村の証明書であることに留意すること。

- A 市町村税全てにおいて滞納のないことを証明する「市町村税を現在滞納していない証明書」。

B 課税市町村が「市町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合、直近2年間の全税目に係る市町村民税納税証明書。

C 東京都特別区においては、法人住民税、固定資産税などの最近2年分の各納税証明書。

⑤ 企画提案書 正本1部・副本6部

(ア) 書式

A 文字は原則横書き表示とし、原則11ポイント以上とすること。

B 用紙は原則A4縦長とする。一部分において横長のページとする場合は、A3用紙を使用しZ折にして用紙左辺で綴じること。

C ページ番号を付番すること。

(イ) 構成

企画提案書については、「小山市全庁業務量調査等業務委託受託者選定審査基準」の項目順に記載し、仕様書の内容を上回る内容を提案する場合はポイントが明確にわかるよう記載し、仕様書に記載されていない内容を提案する場合は提案の最後に「追加提案」と記載すること。

⑥ 見積書及び見積内訳書 正本各1部・副本各6部

※各種副本はコピーでの提出も可とする。

(2) 提出期間

令和4年8月5日（金）から8月24日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

① 持参

(ア) 受付場所

小山市役所本庁6階行政改革課窓口

(イ) 受付時間

平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

② 送付

(ア) 送付方法

受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること

(イ) 送付期限

提出期限である令和4年8月24日午後5時までに小山市役所に到着していること。

③ 注意事項

(ア) 電送による送付は不可とする。

(イ) 提出期限までに書類の提出がない場合及び提出書類の不足がある場合は、以降の選定過程への参加は認めない。

(4) 提出先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 総務部 行政改革課行政経営係

(5) 参加辞退について

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は令和4年8月26日（金）正午までに「参加

辞退届」(任意の書面)を提出すること。この場合、提出済の書類は返却する。

なお、参加を辞退した場合でも、今後不利益な取扱いを行うことはない。

7. 審査

(1) 選定方法

本プロポーザルにおける審査は、小山市全庁業務量調査等業務委託に係る事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

令和4年8月29日(月)午後5時までに、提案事業者へ電子メール及び書面にて審査会日程について送付する。併せて、面接審査対象の事業者に対して、プレゼンテーションの実施を要請する。

提案事業者が多数の場合は、行政改革課にて予備審査(書類審査)を行い、面接審査を行う事業者を上位数社程度に絞り込むことがある。その結果については審査会日程の通知と同じタイミングで通知する。

(2) 面接審査

① 実施日及び会場

(ア) 日付：令和4年9月1日(木)

(イ) 会場：小山市役所本庁舎6階 大会議室6

(ウ) 時間：個別に連絡する。

② 提案プレゼンテーション時間

企画提案書に基づき45分(提案の説明20分及び審査委員との質疑応答25分)程度。

③ 審査方法

企画提案書及び提案プレゼンテーションの内容について、「小山市全庁業務量調査等業務委託受託者選定審査基準」に基づき審査し、本委託事業の受託者として適すると認められた者を受託候補者として選定する。

なお、受託候補者以外の者についても得点数の高い者から順位を付する。

④ 結果通知

審査結果は、面接審査に参加した提案事業者に、令和4年9月上旬に書面により通知する。

⑤ 注意事項

(ア) 提案プレゼンテーションは個別に実施する。

(イ) 出席者は説明者を含め5名までとする。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するものとする。但し、プロジェクターを使用する場合、審査参加者が所有するパソコンを使用することとし、当日、パソコンを持参すること。

(エ) 面接審査に参加しない場合は失格とする。

(オ) 参加者が1者の場合であっても、提案プレゼンテーションを実施する。

(カ) 参加者が1者の場合であっても、審査委員会が規定する選定基準に満たない場合は、選定しない。

(キ) 提案プレゼンテーションは非公開とする。

(3) その他

- ① 受託候補者の名称、評価点、選定理由については、市ホームページで公表する。
それ以外の参加者については、評価点のみを公表する。
- ② 審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

8. 評価の基準

別紙「小山市全庁業務量調査等業務委託受託者選定審査基準」のとおり。

9. 提案の無効

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査のうえ、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 提出書類について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。なお、提出書類に虚偽の内容を記載した者に対し、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがある。
- (3) 「3 参加資格」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が委託上限額を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の方法により、審査委員会の委員その他本市の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的または間接的に求めたとき。

10. 契約方法

- (1) 契約締結交渉の対象者について
受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
ただし、当該交渉が不調となった場合には、「7 (2) ③審査方法」による順位が高い者から契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉について
契約締結の交渉に当たっては、受託候補者の企画提案内容を尊重するが、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

11. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 募集要領、仕様書及び各様式については、小山市のホームページ上にて公開された様式をダウンロードすることとし、市役所窓口での配布は行わない。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の再提出又は差替えは認めない。ただし、本市が提出書類の差替えや変更、または取り消しを必要とした場合にはこの限りではない。
- (4) 企画提案書の著作権は企画提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として非公開として取り扱うが、小山市情報公開条例（昭和62年条例第1号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (8) 現場説明会は実施しない。

12. 別添様式等

- (1) 小山市全庁業務量調査等業務委託仕様書

(2) 小山市全庁業務量調査等業務委託受託者選定審査基準

(3) 様式1：参加表明書

(4) 様式2：類似業務受託実績表

(5) 様式3：質問書

以上